

令和3年6月22日

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して
集団で実施することについての考え方及び留意点等について（事務連絡）
（概要）

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
厚生労働省健康局健康課予防接種室

- 学校を会場として、その学校に所属する生徒に接種を行うこと（「学校集団接種」）は、実施方法によっては、
- ・ 保護者への説明の機会が乏しくなる
 - ・ 接種への個々の意向が必ずしも尊重されず同調圧力を生みがちである
 - ・ 接種後にみられた体調不良に対するきめ細かな対応が難しい
- といった制約があることから、現時点で推奨するものではない。
- ただし、個別接種の体制の確保が困難である場合など、特に地域の事情により、ワクチンの接種主体である市町村の判断において、学校集団接種を行う必要がある場合には、以下の点に十分留意し、適切な対策を講じる場合に限り、実施することができる。
- （１）生徒及び保護者への情報提供及び同意に関して留意すべき点
- ・ 生徒や保護者への丁寧な情報提供や方法の工夫を行うこと。
 - ・ 16歳未満の生徒の接種に当たっては保護者の同意を得ること。
 - ・ 差別やいじめなどが起きないように、生徒に指導すること。
- （２）接種が事実上の強制とならないために留意すべき点
- ・ 市町村は、授業中など教育活動を実施している時間帯に、学校集団接種を行わないこと。
 - ・ 接種時間を放課後や休日、長期休業期間に設定するなどの工夫を行うこと。
- （３）集団接種に対応できる体制の整備
- ・ 医師会や医療機関等と連携した適切な体制の整備を行うこと。
 - ・ 教職員の業務を明確化し、教職員に過度な負担が生じない配慮を行うこと。
- （４）予防接種ストレス関連反応への対応
- ・ 生徒が落ち着いた雰囲気接種が進められる環境を整備すること。
 - ・ 予防接種前後にストレスに関連した反応が生じた場合の体制を整えること。